

独立行政法人国立女性教育会館研究費不正使用防止推進委員会設置要項

〔平成20年10月30日
制 定〕

(趣旨)

- 1 独立行政法人国立女性教育会館における研究費の不正使用の防止等に関する規程（以下「不正防止規程」という。）第9条第2項に基づき、研究費不正使用防止推進委員会（以下「推進委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

- 2 推進委員会は、会館における研究費の不正使用の防止を推進することを目的とする。

(委員)

- 3 不正防止委員会は不正防止規程第4条にいう統括管理責任者を委員長とし、次の各号に掲げる者のうち、統括管理責任者が必要と認める者で組織する。
 - 一 課室長
 - 二 その他の会館役職員
 - 三 外部有識者

(業務)

- 4 推進委員会の事務は、関係課室と連携して総務課において処理する。
- 5 推進委員会は、会館における次に掲げる業務を行う。
 - 一 研究費不正使用防止計画の企画及び立案に関すること。
 - 二 研究費不正使用防止計画の推進に関すること。
 - 三 研究費不正使用防止計画の検証等進捗管理に関すること。
 - 四 研究費不正使用防止計画の改善策に関すること。
 - 五 その他研究費不正使用防止に関すること。

附則

この要項は、平成20年10月30日から施行する。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。